

記者発表資料



令和6年2月9日(金)

発表の趣旨 (※該当する全てにチェック)

- 各種資料や情報の提供
- イベント・会議等の案内
 - 当日の取材依頼
 - 開催日時等の周知依頼
 - 参加者募集の事前告知依頼
- その他 ()

発表事項	令和6年度国民健康保険事業費納付金等(案)について	
内容	<p>○ 平成30年度から、県は市町村とともに国保の保険者となり、市町村から国保事業費納付金(納付金)を徴収するとともに、保険給付費(医療費から本人負担を除いた額)等の支払に必要な額を市町村へ交付しています。</p> <p>○ 今般、県が算定した令和6年度の納付金等(案)について、以下のとおり公表します(確定は県の令和6年度当初予算成立後)。</p> <p>1 主な算定結果</p> <p>(1) 納付金額【県全体】 約474億円 (R5年度:約480億円, ▲約6億円)</p> <p>(2) 1人当たり保険税必要額(年額)【県内平均】 114,083円 (R5年度:108,094円, +5,989円) ※ 低所得者に対する国保税の軽減措置等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。</p> <p>(3) 保険給付費(医療費から自己負担額を除いた額)【県全体】 約1,486億円 (R5年度:約1,475億円, +約12億円)</p> <p>2 主な増減要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度は、1人当たり医療費の増加に伴う保険給付費の支出の増加等があった一方で、普通調整交付金の収入の増加等が生じたため、市町村が県に納める令和6年度納付金総額は令和5年度比▲約6億円の約474億円となった。 ・ 1人当たり保険税必要額は、被保険者数の減少等により、令和5年度比+5,989円の114,083円となった。 <p>3 市町村の対応 県が示した納付金や標準保険料率等を踏まえ、実際に賦課する保険料率の決定や令和6年度予算編成等を行う。</p>	
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度国保事業費納付金等(案)のポイント①, ② ・ 国保財政の仕組みについて 	
ホームページ掲載	<p><input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 後日掲載</p> <p>【ホーム>健康・福祉>健康・医療>国民健康保険>国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率等について】</p>	
問合せ先(担当課)	担当課	くらし保健福祉部国民健康保険課
	取材対応者	課長 塩賀 真由美 (099-286-2673) 内線2673
	問合せ窓口	国保財政係長 大吉 忠信 (099-286-2583) 内線2583



令和6年度国保事業費納付金等に係る算定結果のポイント①

1 主な算定結果

- (1) 国民健康保険事業費納付金額【県全体】 **約474億円** (R5年度: 約480億円, ▲約6億円)
- (2) 1人当たり保険税必要額(年額)【県内平均】 **114,083円** (R5年度: 108,094円, +5,989円)
- (3) 保険給付費(医療費から自己負担額を除いた額)【県全体】 **約1,486億円** (R5年度: 約1,475億円, +約12億円)

2 主な増減要因

- ・ 令和6年度は、1人当たり医療費の増加に伴う保険給付費の支出の増加等があった一方で、普通調整交付金の収入の増加等が生じたため、市町村が県に納める令和6年度納付金総額は令和5年度比▲約6億円の約474億円となった。
- ・ 1人当たり保険税必要額は、被保険者数の減少等により、令和5年度比+5,989円の114,083円となった。

3 市町村の対応

県が示した納付金や標準保険料率等を踏まえ、実際に賦課する保険税率の決定や令和6年度予算編成等を行う。

《算定方法の概要》

- (1) 県が県全体の保険給付費等の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準、所得水準等を踏まえて、各市町村の納付金額及び標準保険料率を算出。
- (2) 1人当たり保険税必要額は、各市町村が県に納める納付金や保健事業等の経費を賄うために必要な保険税額を1人当たりに換算したもの。

注 以下に示す1人当たり保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

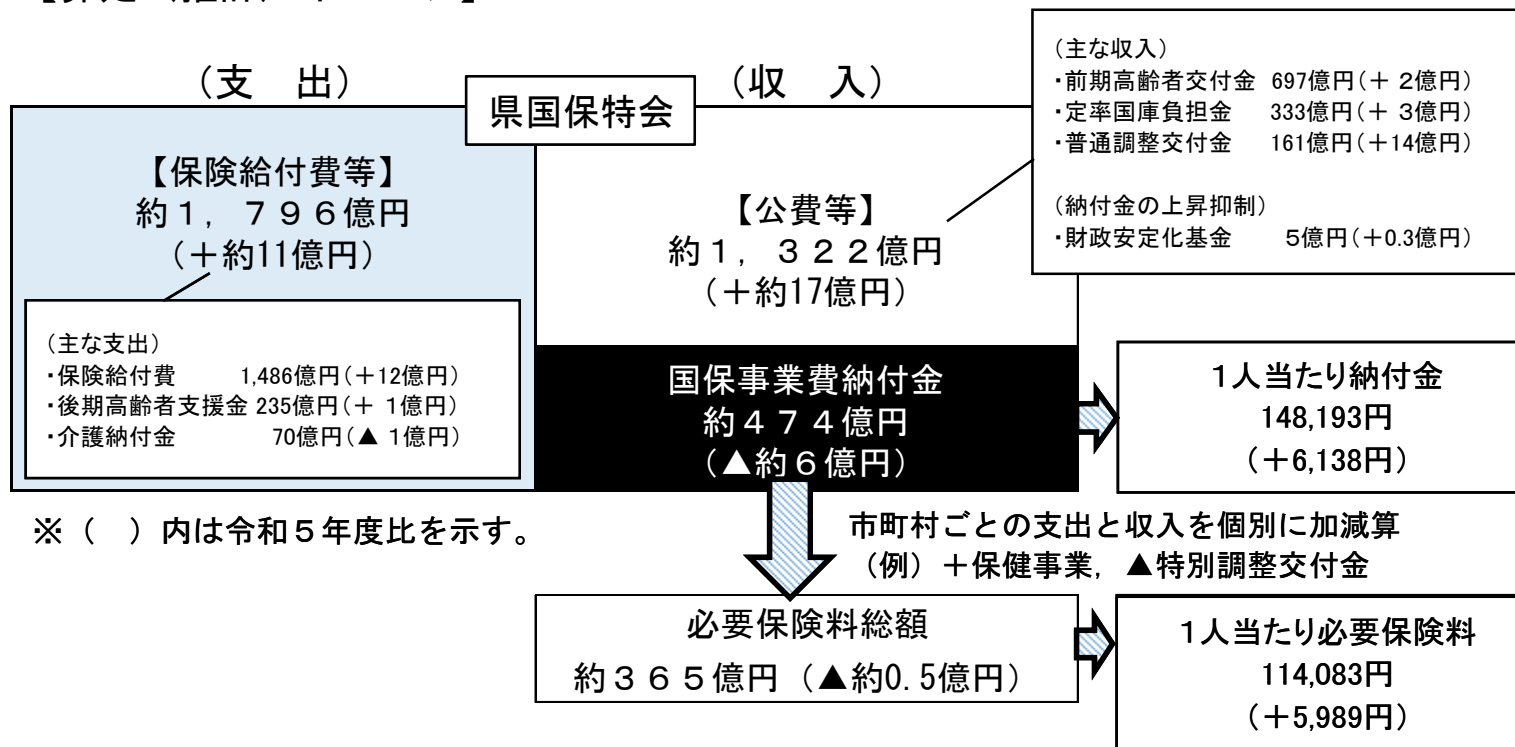
【参考】1人当たり保険税必要額(年額)【市町村別】

市町村名	R5	R6	R5→R6	R5→R6伸び率	市町村名	R5	R6	R5→R6	R5→R6伸び率
鹿児島市	116,671円	124,676円	+8,005円	+6.86%	長島町	111,150円	126,040円	+14,890円	+13.40%
鹿屋市	97,017円	102,415円	+5,398円	+5.56%	湧水町	107,699円	118,361円	+10,662円	+9.90%
枕崎市	117,544円	124,188円	+6,644円	+5.65%	大崎町	107,329円	108,736円	+1,407円	+1.31%
阿久根市	104,112円	107,892円	+3,780円	+3.63%	東串良町	124,249円	125,381円	+1,132円	+0.91%
出水市	90,266円	91,708円	+1,442円	+1.60%	錦江町	104,161円	104,546円	+385円	+0.37%
指宿市	116,638円	123,265円	+6,627円	+5.68%	南大隅町	116,048円	116,876円	+828円	+0.71%
西之表市	98,036円	103,321円	+5,285円	+5.39%	肝付町	94,942円	99,316円	+4,374円	+4.61%
垂水市	97,710円	101,234円	+3,524円	+3.61%	中種子町	112,528円	111,613円	▲915円	▲0.81%
薩摩川内市	111,191円	118,628円	+7,437円	+6.69%	南種子町	110,706円	89,484円	▲21,222円	▲19.17%
日置市	109,262円	115,290円	+6,028円	+5.52%	屋久島町	83,490円	93,542円	+10,052円	+12.04%
曾於市	118,787円	123,863円	+5,076円	+4.27%	大和村	93,506円	90,138円	▲3,368円	▲3.60%
霧島市	101,837円	106,822円	+4,985円	+4.90%	宇検村	86,082円	75,716円	▲10,366円	▲12.04%
いちき串木野市	112,846円	120,683円	+7,837円	+6.94%	瀬戸内町	85,753円	99,913円	+14,160円	+16.51%
南さつま市	115,818円	118,389円	+2,571円	+2.22%	龍郷町	101,405円	78,844円	▲22,561円	▲22.25%
志布志市	104,935円	107,375円	+2,440円	+2.33%	喜界町	77,792円	83,804円	+6,012円	+7.73%
奄美市	87,868円	93,803円	+5,935円	+6.75%	徳之島町	70,885円	82,156円	+11,271円	+15.90%
南九州市	125,273円	132,123円	+6,850円	+5.47%	天城町	64,166円	73,360円	+9,194円	+14.33%
伊佐市	99,355円	103,247円	+3,892円	+3.92%	伊仙町	51,443円	57,252円	+5,809円	+11.29%
始良市	111,952円	116,211円	+4,259円	+3.80%	和泊町	99,978円	110,617円	+10,639円	+10.64%
三島村	98,357円	95,414円	▲2,943円	▲2.99%	知名町	94,482円	104,850円	+10,368円	+10.97%
十島村	123,489円	160,935円	+37,446円	+30.32%	与論町	90,870円	92,801円	+1,931円	+2.13%
さつま町	120,020円	122,725円	+2,705円	+2.25%	県計	108,094円	114,083円	+5,989円	+5.54%

令和6年度国保事業費納付金等に係る算定結果のポイント②

- 令和6年度は、1人当たり医療費の増加に伴う保険給付費の支出の増加等があった一方で、普通調整交付金の収入の増加等が生じたため、市町村が県に納める令和6年度納付金総額は令和5年度比▲約6億円の約474億円となった。
- 1人当たり保険税必要額は、被保険者数の減少等により、令和5年度比+5,989円の114,083円となった。

【算定（推計）イメージ】



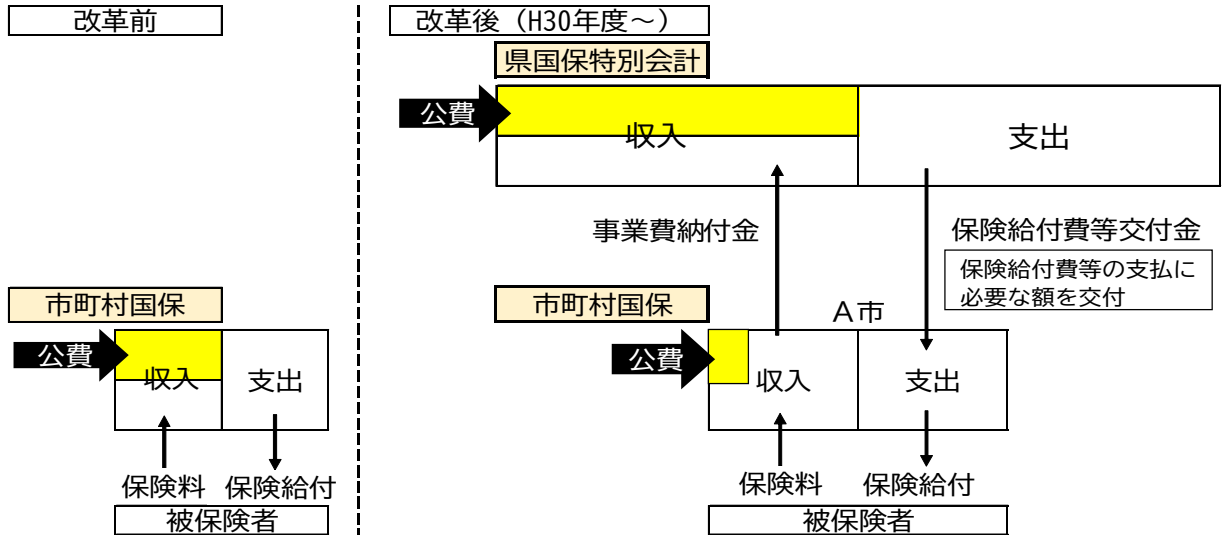
（注）この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

国保財政の仕組みについて

1 国保の制度改革について

平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的役割を担い、制度の安定化を図ることとされた。

2 制度改革のポイント



- 県は、保険給付費等の見込みを立てて、市町村ごとの納付金額（※）及び「標準保険料率」を算定（※市町村ごとの医療費・所得水準を考慮）
- 市町村は、県が示す「標準保険料率」を参考にそれぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。
- 県は、納付金や公費等を財源として、市町村に対し、保険給付費（医療費から本人負担分を除いた額）等の支払に必要な額を「保険給付費等交付金」として交付

国保保険料の賦課・徴収の基本的仕組み

